

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税 務 課) 一
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 () 二
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 二
- 公有水面埋立てのしゅん功認可 (水産業基盤整備課) 二
- 選挙管理委員会
- 政治団体の届出 三
- 政治団体の届出事項の異動届 三
- 資金管理団体の届出 四
- 収用委員会
- 国道四十五号気仙沼大峠山事件審理の開催 四
- 宮城海区漁業調整委員会
- まだら固定式さし網漁業の制限 四
- 流し網漁業等の制限 一〇
- 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 一三
- 宮城県告示第十二十七号
- 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号) 第一百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

告 示

平成二十九年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 株式会社仙台ホンダ	代表者の氏名 代表取締役 中塩 浩仁	主たる事務所等の所在地 仙台市宮城野区萩野町三丁目二 十一番地の四	指定取消しの年月日 平成二十九年九月三十 日
---------------------	--------------------------	---	------------------------------

○宮城県告示第二十八号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年十一月二十一日から平成二十九年十二月五日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年十一月八日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び東松島市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市三本木桑折字大松沢街道東一の一、一の一六、一の一七、一の一九から一の一三五まで、字涎沢一五、一六の一、一六の三、一六の四、字三森山一の一、一の六から一の九まで、一の一六、一の一七、一の一七五(次の図に示す部分に限る。)、一の一七六、字寺東一、字寺西三一の一、三二の一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千三十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十九年十一月二十一日から平成二十九年十二月五日まで縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

発起人の住所及び氏名 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字塚浜十五番地の七 阿部 彰喜 宮城県牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜二 鈴木 正悦	加入区 女川町加入区 宮城県漁業協同組合 女川町支所	漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎八十七	縦覧場所
---	-------------------------------------	---	------

○宮城県告示第千三十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十九年十一月十五日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

石巻市

三 埋立区域

1 位置

第一種北上漁港区域内

石巻市北上町十三浜字山居一〇九番二、一一一番二及び一二一番三に隣接する公有水面

2 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び①点と②点とを結ぶ春分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域

①の地点 石巻市北上町十三浜字山居一二一番二地先に設置した基点(北緯三八度三六分三〇秒、東経一四一度三一分二六秒)から三六度三三分二六秒一一・〇二七メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一〇二度二七分二七秒 七・五一メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一二度二七分〇九秒 三・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一〇二度二七分三一秒 六七・二五メートルの地点

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の代表者の会計責任者 主たる事務所の所在地 一以上の市町村等の区域を単位として設けられたる支部の届出年月日

- ⑥の地点 ③の地点から 一九二度二七分〇九秒 三・一〇メートルの地点
⑦の地点 ④の地点から 一〇二度二七分三〇秒 四・六〇メートルの地点
⑧の地点 ⑤の地点から 一二度二七分三六秒 四〇・〇〇メートルの地点
⑨の地点 ⑥の地点から 二八二度二七分三七秒 五・八〇メートルの地点
⑩の地点 ⑦の地点から 二二〇度〇六分〇五秒 一・七二メートルの地点
⑪の地点 ⑧の地点から 三三二度四一分五〇秒 七・八二メートルの地点
⑫の地点 ⑨の地点から 三三一度〇六分三三秒 六・二五メートルの地点
⑬の地点 ⑩の地点から 二二七度〇七分二二秒 一・二七メートルの地点
⑭の地点 ⑪の地点から 二二七度一五分二九秒 一・九二メートルの地点
⑮の地点 ⑫の地点から 二五九度四五分一八秒 五・四五メートルの地点
⑯の地点 ⑬の地点から 一度四三分〇〇秒 二六・六七メートルの地点
⑰の地点 ⑭の地点から 五度三九分一七秒 一九・四五メートルの地点

3 面積

二、九九〇・六二平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号

平成二十一年三月二十七日

宮城県（水整）指令第五十三号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

石巻市

けられる支部

自由民主党 伊藤 康志 千葉 敬記 仙台市若林区荒井南二三 〇 平成二十九年十月十一日

自由民主党 松川 孝行 武山 好博 石巻市中里五一一一二 〇 平成二十九年十月十一日

立憲民主党 山下 章子 阿部 忠敏 仙台市青葉区一番町四一 〇 平成二十九年十月六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

かつまたかずのり後 山本 寿則 山本 寿則 石巻市蛇田字新沼田三九三番地三六街区一〇画地 十月二十三日

佐藤雄一後援会 佐藤 雄一 鈴木 浩明 本吉郡南三陸町入谷字鏡石一七一 〇 平成二十九年十月二十日

星雅俊後援会 星 雅俊 星 雅俊 石巻市末広町二一四四 〇 平成二十九年十月二日

宮城県本田あきこ後援会 佐々木孝雄 山田 卓郎 仙台市青葉区落合二一五一二六 〇 平成二十九年十月二十六日

杜の都政策研究会 鹿野 哲義 佐藤 紀彦 仙台市青葉区台原二一五一一五五 〇 平成二十九年十月二日

○宮選管告示第百五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党仙台市支部連合会 鈴木 勇治 鈴木 勇治 齋藤 範夫 平成二十九年九月二十一日

自由民主党宮城県支部 吉田 淳 菊地 崇良 跡部 薫 平成二十九年十月五日

科技工士支部 吉田 淳 主たる事務所の所在地 仙台市泉区旭丘 仙台市青葉区木 平成二十九年九月一日

石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成三十年一月一日から平成三十年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあつては船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網（おむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 朝さし網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態しておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。

6 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

7 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（平成二十九年宮城海区漁業調整委員会指示第六号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所と連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書）

第五 委員会指示五の6の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 操業期間 平成30年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島濤波岐崎庄東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

4 漁具の規模

km ×	張り	=	km
km ×	張り	=	km
km ×	張り	=	km
合計	張り		km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会長 嶋 山 喜 勝 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船名
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm) 総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載

_____ 年 _____ 月分

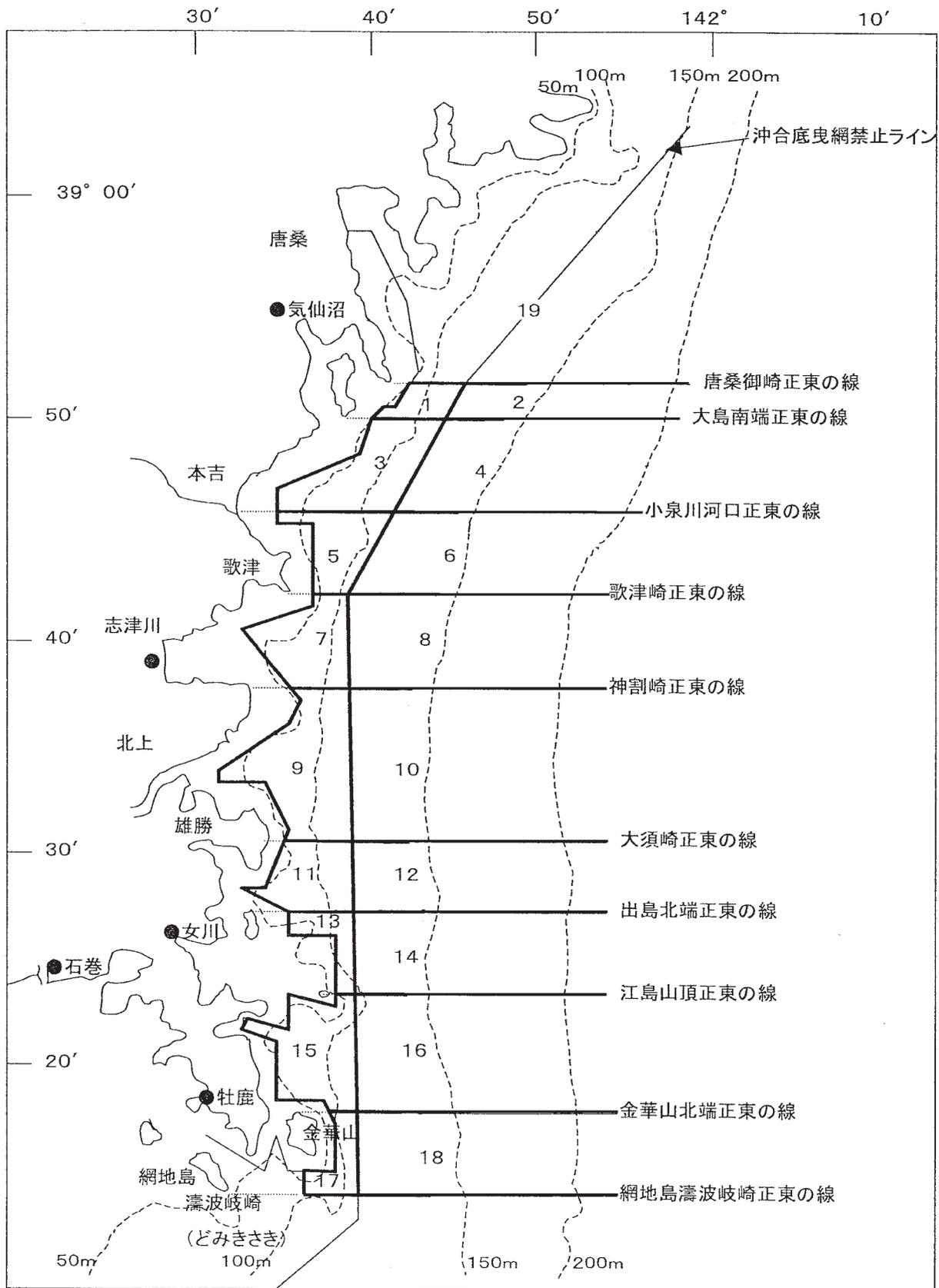
日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

まだら固定式さし網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他()	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。
※金額は千円未満切り捨てて報告願います。

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船名 丸 (漁船登録番号 -)
- 2 届出した着業種 流し網, はえなわ, はもどう (※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所屬漁協名	乗組員数	人
船名	目合:	寸分 (cm)
漁船登録番号	1張り当たりの総延長:	m
総トン数	1張り当たりの使用反数:	反
推進機関の種類及び馬力数	総使用張り数:	張り
		(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)		経費合計 (千円)
	燃料費	人件費	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○○人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人
船名		1張り当たりの総延長:	m
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本
総トン数	トン	総使用張り数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット式	規	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人
船名		1張り当たりの総延長:	m
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個
総トン数	トン	総使用張り数:	張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット式	規	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十九年十一月二十一日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分